中国残留邦人等支援相談員設置要綱

(総則)

第1条 中国残留邦人等の支援給付等日常生活に係る相談に応じ、必要な助言を行うため、中国残留邦人等支援相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「中国残留邦人等」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項に規定する者及びその配偶者をいう。

(委嘱)

第3条 相談員は、中国残留邦人等について、深い理解と関心を持ち、中国語 又はロシア語の会話が可能であり、第7条に規定する職務に適すると認めら れる心身共に健康な者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 相談員の任期は、4月1日から当該年度末までの1年とし、補欠相談 員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(履歴書等の提出)

- 第 5 条 相談員の委嘱を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に 提出しなければならない。
 - (1)履歴書
 - (2) 誓約書(第1号様式)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(身分等)

- 第6条 相談員は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第22条の2第1項 に規定する会計年度任用職員とする。
- 2 相談員は、その身分を示す中国残留邦人等支援相談員証(第2号様式)を 携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 相談員は、退職し又は解職されたときは、速やかに中国残留邦人等支援相談員証を市長に返還しなければならない。

(職務)

- 第7条 相談員は、次の各号に掲げる職務に従事するものとする。
- (1) 支援給付に係る申請の受付及び審査並びに申請に係る相談を行うこと。
- (2) 支援給付受給者の生活実態の把握のため、家庭訪問等を行うこと。

(3) 中国残留邦人等の日常生活に係る相談を行うこと。

(報酬)

第8条 相談員の受ける報酬の額は、市長が別に定める。

(勤務日数等)

第9条 相談員の勤務は、原則として1日当たり4時間とし、勤務する日は、 市長が別に定める。

(解職)

- 第10条 市長は、横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年横須賀市規則第15号)第20条に定めるもののほか、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができる。
 - (1) 次条に規定する服務に違反したとき。
 - (2) 勤務実績がよくないと認められるとき。
 - (3) その他市長が相談員として適当でないと認めたとき。

(服務)

- 第11条 相談員は、その職務を自覚し、常に誠実、公正に職務を遂行しなければならない。
- 2 相談員は、その職務を遂行するに当たって、関係法令を遵守し、かつ、市 長の指示に従わなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条第2号関係)

誓 約 書

私は、中国残留邦人等支援相談員として、中国残留邦人等支援相談員設置要 綱及び関係法令を遵守し、誠実、かつ、公正に服務に専念することを誓います。

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所

氏 名 印

第2号様式(第6条第2項関係)

中国残留邦人等支援相談員証		
氏 名		写
	年 月 日生	真
	年 月 日交付	
	横須賀市長	印

備考 写真は、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとする。

 (55×86)